

度のモデルにもなったドイツを対象とした。自由主義では特に市場原理が進んでいると考えられるアメリカを対象にした。南欧型では、インフォーマルな家族介護者のケアの外部化として移民労働者のケア労働というグレーゾーンの市場が存在するイタリアを対象とした。

表1. 対象国の介護供給バランスおよび介護労働の供給

福祉国家レジーム	社会民主主義 (北欧型)	保守主義(大陸型)	自由主義(アングロサクソン型)	家族主義(南欧型)	
本研究の対象国	フィンランド	ドイツ	アメリカ	イタリア	日本
介護の供給バランス(公的部門/市場/インフォーマル部門)	公的部門大	公的部門中・補完的	公的部門残余的/市場大	公的部門・フォーマル市場ともに小/インフォーマル部門大	公的部門・フォーマル市場/インフォーマル部門の共存
介護労働の供給	公務員であるフォーマルケアラーが中心	介護保険制度でのサービス提供といふフォーマルと家族介護者のインフォーマルの並存(インフォーマルケアは制度上に位置づけられている)	限定された公的サービス(メディケア・メディケイド)、民間営利の供給主体による提供、家族などのインフォーマルによる提供	グレーゾーン(インフォーマル内で、家族から移民労働者へのアウトソーシング)	公的な介護保険制度でのサービス提供と制度を通じての市場からの提供(準市場型)、家族介護者による制度外の提供
階層化	低い	中程度	高い	高い	中程度
脱商品化	高い	中程度	低い	低い	低い
脱家族化	高い	低い	低い	低い	低い

福祉レジーム論のなかでの日本の位置づけを考えると、介護保険制度の導入による公的サービスの実施だけでなく、「企業福祉と家族主義が並存」(埋橋 2003) しており、社会民主主義、自由主義、保守主義、家族主義とすべての要素が含まれているため、ひとつの類型に対応させるのは難しい³。そのため本研究では、日本をレジームとして類型化するので

³ ただし、日本をレジームのひとつとして定義する議論もある。たとえば、イタリアなどの家族主義と同じ類型に分類する議論、ヨーロッパ型の分類ではなく、日本を含めた東アジアに対応するレジームを新たに構築する議論(「東アジアレジーム」論(武川・イ 2006))などが挙げられる。

はなく、各国の介護者の確保育成策を丁寧にみていくことで、それぞれの特徴などを学び、そこから日本への示唆を得ることとしたい。

3. 介護者の確保育成策に関する国際比較研究のレビュー

ここでは、介護者の確保育成に関する国際比較の先行研究をとりあげて検討する。

(1) 福祉レジーム論とケアワーカーの確保育成

供給主体が異なることによって、確保育成策にどのように影響があるのだろうか。これまでの福祉国家レジームの介護者への影響としては、次のように指摘されている。たとえば三富（2005）は、イギリス、アメリカ、カナダという自由主義国家の確保育成策を比較したうえで、自由主義には限界があり、介護者の労働状況の改善や安定的な確保、教育訓練への投資の拡大による対人サービスの質をあげるために、公的な費用の負担と拡充が必要であると指摘する。また、斎藤（2005）は、スウェーデン（社会民主主義）、ドイツ（保守主義）、アメリカ（自由主義）の比較から、自由主義の国ではケアの質の確保への取り組みの低く、ケアワーカーの処遇が悪いことを指摘している。

以上の先行研究では、介護者の確保育成策について、低賃金・不安定な雇用形態という劣悪な労働状況で育成策が遅れている自由主義と、安定的で良好な労働環境で、育成策についても制度化されており積極的に取り組んでいる社会民主主義の二項対立的な議論を中心で、後者が目指すべき方向性として示されている⁴。

(2) ケアワーカーの確保育成に関する国際比較調査

ケアワーカーの確保育成策に焦点化した研究として、AARPの報告書が挙げられる（Korczyk 2004）。この報告書では、アメリカ、オーストラリア、カナダ、フランス、デンマークのケアワーカーの国際比較をしている。確保については、次のような結果が報告されている。カナダ、オーストラリア、オランダに共通する特徴として、ケアワーカーの多くがパートタイム雇用で賃金が低い。こうした劣悪な労働環境により、ケアワーカーへのなり手が不足し、十分な職員配置ができずサービス不足になっている。特にオーストラリアでは、賃金の向上が若年層および男性の労働者が確保にインセンティブとして働くことが報告されており、それが実現されていないため新規の確保が難しくなっていた。さらに、賃金の価格の設定には労働組合が影響を及ぼしており、デンマークとオランダでは、組合の交渉によって報酬が向上していた。このほかにも、確保については、労働時間との関連もみられ、パートタイム型では、若年労働者の確保が困難であること、研修を受けること

⁴ こうした問題意識は、日本の介護保険制度後の現状分析にも共通しており、公的責任が大きい措置制度から、準市場型の介護保険制度に変更されたことで、介護者の労働環境が悪化したといわれている（伊藤2007）。

が難しいことが各国共通の傾向として報告されている。つまり、若手・男性という新規の介護者の確保については、低賃金で不安定な労働状況を改善することが重要であると考えられる。

次に育成についてであるが、研修については、資金提供が労働者や事業者にまかせられているケース（カナダ、オーストリア）と、公的に研修費用を負担し研修を重視する政策があるケース（デンマーク）がみられた。研修の公的負担がない前者のケースでは、ケアワーカーを目指す人の階層や、事業所の対応によって、適切な研修が受けられないという状況になる。このことは、ワーカーのキャリアパスの阻害やケアの質の低下などの問題につながる。一方、公的に研修を担保しているデンマークでは、収入獲得とキャリアパスの構築という研修システムがあるため、ケアワーカーの労働環境が向上されており、確保についても他の国ほど深刻な状況に至っていないことが報告されている。専門職化と確保について、デンマークとまったく逆のケースといえるのがフランスである。フランスでは、ケアワーカーの専門職へのキャリアパスが欠如しており、雇用が不安定になっている。失業者や高齢者など、研修をほとんどしない無資格のケアワーカーを増産することで量的確保は可能になっているが、そういったワーカーは低賃金で不安定な労働からキャリアを移動できないという問題も生じている。

(3) 在宅ケアワーカーの国際比較

さらに、在宅ケアワーカーに限定されるが、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、オランダ、カナダ、アルゼンチンの包括的なケアワークの国際比較調査を行ったのが、MonkとCoxである（Monk and Cox 1991=1992）。ここでは、各国での介護サービスのあり方が整理されている。まずサービスの組織体系としては、中央集権モデル（手続きの一貫性があり、サービス間の調整が可能で、カナダ、アルゼンチンなどにみられる）、地方分権モデル（フレキシビリティがあり、対応が迅速で北欧などにみられる）に分類している。また、医療と福祉の関連は国によって異なるが、この比較研究では、ホームヘルパーと看護師の関連性から、両者が同一組織で働き看護師が管理するモデル、階層化されておらずホームヘルパーと看護師がそれぞれ独自に役割を果たすモデル、制度として社会サービスと医療サービスが分化しているモデルの三つがみられた。さらに、ケアマネジメントについては、中央集権的な行政組織がアセスメントを実施しモニタリングをおこなう、地域を基盤としたコーディネーターに管理権限が付与、病院を基盤としケースマネジメントが退院計画の機能と結びつくなどの役割に即して整理し、ニーズのアセスメントについては、国によって差異が大きく、医療的・機能的・心理社会的・環境的・経済的要因まで採用したものから、医療モデルのみのものまでという各国の違いがみてえてきている。

本研究の課題となる確保についてだが、流動的な雇用モデル（主婦や退職者によるパート労働、養成・訓練にはあまり投資しない）、専門職制に立脚したモデル（長期にわたり養

成し、常勤採用、定期的な研修、福利厚生、社会的な地位が高い。Ex 北欧）と整理されている。ただしどちらのモデルの国でも、ワーカー不足のため確保戦略がとられている。また、多元化とケアの質の関係については、公共セクターのみの提供では、ケアの質を維持するための動議づけはほとんどないが、営利セクターが参入すると、サービス規範を徹底させる、といい特徴が指摘されている。

先行研究からは、市場化がもたらす介護者への影響として、供給主体でマーケットが作られた場合に、介護者の労働環境やケアの質はどのように変化するのかという指摘がおこなわれており、特に社会民主主義レジームにおける確保育成が評価されていた。しかしながら、こうした社会民主主義と自由主義の二項対立的な比較では、保守主義や家族主義といったレジームにおける介護者の確保育成策についてはあまり言及されておらず、インフォーマルな介護者の状況については十分に捉えられていない。特に日本の場合は、介護において家族が果たす役割は大きく、家族主義や保守主義のレジームのなかでの確保育成策の検討も必要である。また、単純な自由主義批判というだけではなく、労働組合の果たす役割など市場が持つ中間的なファクターとしての役割についても見当していく必要があるだろう。

さらに、介護者の確保育成の具体的な動向に関する国際比較研究からは、介護者の確保・育成にとって重要な要素といえる労働環境の向上については、賃金の向上だけではなく、能力に応じた対応ができるかどうかにも着目する必要があるということが明らかになった。このような労働環境が確保されているか否かについては、能力・職に応じた賃金や地位の向上の制度化（キャリアパスなど）の有無が指標となる。働き甲斐のある組織が作られているのか、こうしたシステムをマーケットベース・公的ベースでどのように担保するのか。どういった財源の供給や育成のしくみが必要なのか、などが今後の検討課題となるだろう。育成と確保を関連させて発展させるモデルといえるが、むしろ専門化させないことで、量的な確保を目指すという方向もみられた。ケアの質や利用者の満足度などから、メリット・デメリットを考えていくことが必要であろう。

最後に、先行研究では、確保育成策としてパブリックなケアワーカーのみに焦点が当てられていた。しかし、本研究では、家族介護者やインフォーマルケアラーを含めて介護者として設定し、フォーマル・インフォーマルに跨る確保育成策について考えていく。そのため、これまで十分にあきらかになってこなかったインフォーマルケアラーの確保や育成についても各国の状況から検討していく必要があるだろう。

4. 国際比較研究の横断的調査項目の策定

以上の議論をふまえて、ここでは研究目的に即した具体的な調査項目を策定していく。その際に、調査項目を明らかにすることで、参考になると考えられる日本の現状における

課題についても言及する。尚、調査項目の基礎となる概念モデルとしては、スミスによる政策の実施過程に関する5つの要素⁵(Smith 1973)とHCFA長期ケアプログラムの予測モデル⁶を統合したMonkとCox国際比較研究の調査の概念モデル(Monk and Cox 1991=1992 村川 翠川ほか)を参照し、諸サービスに関する定義と理由付けと国の政策(福祉レジーム)、ニーズのアセスメント、サービスの経営管理、サービスの適用範囲、財政、介護者の確保育成、ケアの質、評価、資格免許、医療機関や他の諸サービスとの関連性を中心的に、項目を策定した。

(1) 介護供給バランスの現状と政策的立場

まず、研究目的ア「介護供給バランスの現状と政策的立場」に対応させて、各国の概況(質問項目1~10)と介護システム(質問項目11~19)、そして介護をうける利用者の概況(質問項目20~28)の項目を作成した。

ここでは、公私のバランスや国の施策等、国レベルで介護に関する施策がどのように行われているのか、というマクロレベルでのサービス状況を把握する。具体的には、「市場化は介護者の労働条件や確保・育成にどのような影響があるのか?」「行政は市場(もしくは事業者)に対して、どのような介入を行っている/いないのか?(介護報酬によるコントロール、労働条件のコントロールなど)」を明らかにすることで、市場化の状況の異なる各国での国家の対応や役割を明らかにする。このことが、今後の日本の公的なコントロールのあり方についての方向性を考える手立てとなると考えている。

(2) 「各国の公的制度による介護サービスの種類、内容、実施規定・規則」

研究目的イ「各国の公的制度による介護サービスの種類、内容、実施規定・規則」に対応するのが、公的な介護サービスについての項目で、概要(質問項目29~34)、サービスの経営管理(質問項目35~36)、サービスの提供プロセス(サービスへのアクセス、アセスメント、プランニング、そしてサービスの評価、質問項目37~45)、提供されるケアの質(質問項目46~51)である。

サービスの供給システムについては、制度が国レベルで実施されている(ex ドイツ)、自治体レベルで実施されている(ex 北欧)、統一の介護サービスの制度の果たす役割が小さい(ex イタリア、アメリカ)、などのケースが考えられるが、提供するアクターが異

⁵ ①政策の対象となる目標(利益や影響をうける人口、範囲)②アセスメント、資格要件、便宜やサービスに伴う質的用件③実施団体の明確化④環境的要因(利害関係を持つあらゆる社会的・政治的・経済的因素)⑤政策が実践された場合の効果

⁶ ①機能的障害に関する基準:ハイリスク層、および諸サービスに対するニーズにおける人口の証明②資格要件に関する基準:所得とハイリスク層における人口の関係③需要に関する基準:サービス申請における類型と傾向④給に関する基準:各種サービスの提供や負担率に関する制限や促進の基準、サービス類型⑤効果に関する基準:実践的な利用法、利用の期間、他のサービスとの連携や交換⑥経費に関する基準:プログラムの継続性を保証する、費用、償還、財務、資金供給に関する考察

なることによるメリット・デメリットを明らかにすることが、今後の日本の状況を考える上で重要なポイントとなると考えている。

ケアの質をいかに担保するかは、サービス提供において非常に重要な課題であるが、本研究では、ケアの提供側によるサービスの管理だけでなく、ケアを受ける立場である利用者の視点や権利の確保なども質の一部として項目化した。

(3) 各国の介護者の確保育成に対する政策的立場と具体的施策

研究目的ウ「各国の介護者の確保育成に対する政策的立場と具体的施策」に対応するが、確保（質問項目 52～54）、育成に関する、資格・教育（質問項目 55～62）、研修（質問項目 46～51）である。

確保としては、新たな潜在的担い手層の開拓としての新規の人材確保と、既存の担い手層の確保・定着という定着の確保にわけられる。まず、新規の確保については、国内に関しては、「インフォーマルな担い手は統合されようとしているのか?」「男性介護者の拡大への取り組みや、若者介護者の拡大、失業者および退職者への雇用対策との結び付けなどは行われているのか?」という点が挙げられる。国外については、「外国人労働者の受け入れを行っているか?」また「国際協定や国内規約はどのようにになっているのか?」「介護における外国人労働者の依存度はどの程度か?」「外国人労働者の受け入れの基準はどのようなものか?自国の資格と受入国の資格との対応関係は?」「受け入れ後の雇用先の斡旋や研修などに、国はどの程度関与しているのか?」という点が挙げられる。これらの点を明らかにすることにより、今後の国内での新規介護者の拡大について、どのような可能性がありうるのかについて、各国の事例から考える。また、個人による雇用の可能性とその場合の問題点（既存の担い手層の確保）についての知見も得られる。これに加え、各国での移民ワーカーの受け入れ状況は、FTAによるケア部門への労働者の受け入れと、その後の展開の予測への参考となる。

定着としての確保については、「福祉人材の把握方法はどのように行われているのか?」「介護労働力への登録はどのように行われているか?」「介護職のハローワークのような、地域の中での受給のマッチングは行われているのか?」「労働者の定着促進のための対策はどのようなものがあるのか?」「離職者の再就職支援は行われているのか?」を問い合わせて設定することで、日本における定着率が低く、離職率が高いことでのデメリットをどのように解消するのかについての具体的な対策について知見が得られると考えている。

育成策としては、研修の実施などの直接的育成策だけではなく、事業者や労働組合への助成金の補助、福祉を学ぶ学生への授業料補助など間接的育成策についてもみていく。この場合に、確保育成策に対してどのように支援されているのか、支援をしているのは公的機関なのか、民間機関なのか、非営利団体なのかなどかということで、公私のバランスによって確保育成策がどのように異なるのか/または同じであるのか、という影響がわかる。

さらに、「複雑化する新しい領域のニーズへの対応は、どのように行われているのか? (教育や研修制度への取り入れや、現場での対応、等)」「キャリアパスの開発 (職場内・職場移動) とインセンティブとして、サービス給付上の得点はあるのか?」「キャリアパスの制度は、事業者レベルなのか、行政レベルなのか?」「資格取得後の研修はどのように行われているのか? (ex OJT、現任教育、リカレント教育)」ということを明らかにすることで、現在の日本における要介護者のニーズの多様化・複雑化 (認知症・介護予防、医療ニーズの拡大など) への今後の対応についての示唆を得られる。また、各国の知見から、労働状況を改善し、介護の質を向上するための仕組みとして、キャリアパスの有効性を考えることも可能である。

資格については、「資格取得はサービス供給の要件になっているのか?」「資格がサービス給付の要件になっていない場合は、どのような条件下で担い手となりうるのか?」「資格に応じてサービス給付や報酬に違いがあるのか?」「看護などの医療資格と福祉資格はどういう関係になるのか?」「在宅と施設で介護者の層 (資格や世代、雇用条件、ジェンダーなど) があるのか? その要因は、任用条件なのか、労働条件なのか?」などの問い合わせとともに、項目を策定した。単一の資格制度で行っている国や、看護との統合資格にしている国などと比較することにより、近年の日本の資格制度の変動 (ホームヘルパーの資格を廃止し、介護福祉士へ一本化を測るという議論や、量的な確保のために移民ケアワーカーの受け入れに対応する准介護福祉士の新規創設、医療ニーズに対応する資格としての専門介護福祉士の新設など) に対して、どのように考えていったらよいのかについて、検討する⁷。

(4) 各国の介護労働市場の概要

最後に、研究目的エに「各国の介護者労働市場の概要」に対応するのが、中間団体の果たす役割 (質問項目 68~73)、介護者 (質問項目 74~99) である。

まず、アメリカにおける高齢者介護者の社会運動 (SEIU) の功績 (Zacharias-Walsh 1999)、および先述した国際比較における労働組合の重要性 (Korczyk 2004) から、中間団体が及ぼす介護者の労働環境・及び確保育成策への影響を考え、中間団体の果たす役割を項目化した。

介護者については、先述したとおり、公私のバランスの異なる事例国の比較を行うため、フォーマルケアだけでなくインフォーマルケアも含めて定義している。このため、これまでの確保育成策の先行研究では、フォーマルな介護者に関する質問項目 (労働状況など) のほかに、インフォーマルな介護者 (特に家族介護者) の場合に重要な家族関

⁷特に、医療と福祉の関連については、先行研究から、ドイツなどの福祉職と介護職が分かれており階層化されている二極化モデル、スウェーデンなどにみられる北欧型の福祉職と介護職の職域が流動的な統合モデルの存在が指摘されている (Monk and Cox 1991=1992)。

係や生活の側面も含めて項目化した⁸。

フォーマルなケアワーカーの労働状況については、次の点が課題として挙げられる。労働条件と雇用管理に関しては、「公的な資金（例えば介護報酬）によるコントロールは行われているのか？また、行われている場合はどのような方法で、どのような効果があるのか？」「魅力的な就労環境の構築へのインセンティブはあるのか？（事業者への経営・労務管理・福利厚生への公的なインセンティブ。研修への費用やOJTに対する支援公的な流動策など）」「福利厚生（健康診断、身体的ケア、精神的ケア、福利厚生センターの活用、退職金制度、社会保険等）はどの程度整備されているのか？」「労働条件はどのように決定されているのか？（公的に決定される範囲と事業所単位で決定される範囲）」「労働条件に影響を及ぼす外部要因（労働組合や自治体）はあるのか？またある場合には、その役割はどのようなものか？」「労働時間等の管理は制度上どのように規定されており、実態としてどのように行われているか？（夜勤や訪問介護での移動時間や報告書の作成などは労働時間として組み入れられているのか？）」ということを明らかにすることで、日本で現在、社会保障審議会において人材確保指針の現状を踏まえた検討点として上げられている、「魅力ある介護・福祉労働市場の構築するため公共団体・事業者がどのような取り組みを行っていくべきか」という課題に関して、事例国の先駆的な取り組みから学ぶことができると考えている。

インフォーマルな介護者については、家族介護者とその他の介護者にわけられる。家族介護者については、制度上の家族の位置づけ（制度への統合の度合い）として、「家族への負担軽減や支援策の現状（家族は給付の対象となっているか？）」「レスバイトケアや、家族への介護研修などは行われているのか？」、「家族のケアの質の確保として、アセスメントの対象になっているか？ケアの質をチェックする仕組みがあるのかどうか？」などが挙げられる。このことから、家族介護者が制度内に位置づけることでのメリットやデメリット、家族介護者のケアの質の確保についての実践などから、日本の含み資産としての家族介護者（制度上は介護者としては明確に位置づけられていないが、現実には多くの在宅介護の担い手である）という現状をどのように評価するのか、今後の家族支援施策をどのようにしていくかに対する示唆が得られる。また、インフォーマル部門としては、非専門職（ボランティアなど）について「担い手として非専門職がどのように位置づけられているのか？（確保策の対象となっているのか？）」「非専門職との役割分担や連携はどのように行われているのか？」という問い合わせを設定することで、日本における介護者不足に対する、マンパワーとしての非専門職の活用への示唆が得られると考えている。

⁸ インフォーマルケアラーの項目については、国内外の家族介護者に関する全国統計（国民生活基礎調査、general household survey）の項目を参考にした。

5. まとめにかえて

以上、国際比較の横断比較のための調査項目の策定のプロセスを記述した。これらの項目は、各国のマクロな介護供給の類型から、サービス給付の状況、介護者への確保育成の概要、介護者の特徴など、確保育成策を考える上での重要な基礎項目といえる。こうした横断比較をふまえて、次年度以降ではさらにいくつかの個別テーマに即して、分析や事例研究を通してより深く検討していきたい。

参考文献

Abraham Monk and Carol Cox 1991, *Home Care For The Elderly: an International Perspective*. Auburn House (=1992, 村川幸一ほか訳『在宅ケアの国際比較—欧米7カ国にみる高齢者保健福祉の新機軸』中方法規出版)

Anne Zacharias-Walsh(居城舜子訳)1999 「なぜアメリカのケア労働者は低賃金なのか—正義の戦いに用いた戦略とは」『女性労働研究』42: 46-58

Esping-Andersen, Gosta 1990 *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press (岡沢 憲美・宮本 太郎 監訳, 2001 『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房)

—1999 *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford University Press(2000 渡辺 雅男・渡辺 景子 訳, 『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』, 桜井書店)

Heins Rothgang (木原聖子訳) 1999 「ドイツにおける高齢者介護保健」『女性労働研究』42: 30-45

伊藤周平 2007 『権利・市場・社会保障—生存権の危機から再構築へ—』青木書店

三富紀敬 2005 『欧米のケアワーカー—福祉国家の忘れられた人々—』ミネルヴァ書房

森川美絵 2004 「『ケア・ワークの評価』論の視座—欧米における研究の検討」『人文学報』350: 65-103

日本高齢者生活共同組合連合会 2004 『高齢者・障害者サービス利用の実態・意識調査』

大沢 真理 2004『福祉国家とジェンダー』明石書店

Sainsbury, D. 1994, *Gendering Welfare States*, Sage Publications

斎藤弥生 2005「介護システムの国際比較研究—サービスの質の管理を中心に—」『都市問題研究』57（10）：54-70

Smith, Thomas 1973 "the Policy implementation process" Policy Sciences 4, 197-209.

Sophie Korczyk, 2004 Long-Term Care Workers in Five Countries: Issues and Options *Research Report AARP*
<http://www.aarp.org/research/longtermcare/trends/aresearch-import-876-2004-07-.htm>

武川正吾・イ・ヘギョン編 2006『福祉レジームの日韓比較—社会保障・ジェンダー・労働市場』東京大学出版会

田中かず子 1999「介護システムの国際比較と日本の課題」『女性労働研究』42：19-29

埋橋孝文編著 2003『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房

資料 国際比較の共通調査項目

No.	研究計画	質問項目	備考
1	ア介護供給バラ ンスの現状と政 策的立場	総人口 高齢人口 高齢化率	
2		人口 平均寿命	
3		合計特殊出生率	
4		障害者・高齢者・年齢、ジェンダーの区分等 (Care の定義については、 要介護者数 Long term Care を基本概念とする)	
5	各国の概況	GDP 租税・社会保障負担のGDP比 社会保障給付費のGDP比	
6		賃金 労働者の平均賃金 男女別・産業別・雇用形態別	
7		GDP等	
8			
9			
10			
11	公私のバランス ス	公私バランスへの政策理念 公私バランスの実態	
12.			
13		公的介護システムの理念	供給主体へのバランスの政策的立場
14			在宅志向/施設志向
15	介護システム 国の政策	公的介護システムの概要	財政(コスト)、主体、対象、医療・福祉の関係性を含む
16		行政部門の役割・機能	政府による許可
17			サービスについての国での基準
18			サービス供給主体の義務(報告書等)
19		インフォーマルケアの位置づけ	家族介護支援政策・白書等でのインフォーマルケアラーの位置づけ

20			ジエンダー
21			年齢
22			階層
23			エスニシティ
24			世帯状況 家族との同別居等
25			身体的ニーズ
26			社会的ニーズ
27			サービスの利用 制度内外のサービスを含む
28			費用 利用率
29			利用者の範囲 利用者資格、エリギビリティ
30			サービスの定義
31			サービスの内容
32			実数 サービスの種類・供給主体別
33			所属介護者数 所員
34			諸サービス間の関係性
35			サービスの運営・管理体制
36			サービス提供機関間での連携・調整 のしくみ
37			申請主義か措置制度か 利用対象者の絞込み
38			認定の方法・手続き、認定の段階やクラス サービスの認定
39			専門職の場合は資格や職務等 認定の主体

40	サービスのアセスメント	アセスメントの方法・手続き・評価指標
41	アセスメントの主体	専門職の場合は資格や職務等
42	サービスのプランニング	プランニングの方法やケアプランの様式
43	要介護者のニーズ決定方法	
44	サービスの評価	(サービス提供の結果の評価のこと) 評価の指標、評価者、家族評価の主体
45		専門職の場合は資格や職務等
46		サービスの質の監視主体
47	要介護者のサービスに対する権利の確保	情報へのアクセスが担保されているか、クレームが言える体制にしているか、など
48	ケアの質	ケアの基準は国ベースか、地方自治体ベースか
49		記録や保管の手続き
50		サービス利用の満足度
51	介護者へのケア	
52	ウ各国の介護者の確保政策	介護者の確保に向けた取り組み・具体策と実際の具体策
53	する政策的立場	介護者の需要と供給の過不足
54	と具体的な施策	介護者の定着率
55	資格・教育	介護者資格の認定の主体
56	資格・教育	介護者の資格制度
57	介護者の教育制度	譯師の基準(教育者は誰か、資格をもつているか)も含む
58	資格取得・教育制度の費用負担	

59		資格取得・教育への経済的援助	財団・労働組合による支援等
60		資格・職業と提供サービスとの関連	
61		資格・職業ごとの課題	
62		他の職域の資格取得・教育制度との関連	看護資格などとのポータビリティーや、教育制度の重複等
63	研修	研修制度	OJT も含む
64		研修の主体	
65		研修の内容	
66		研修の費用負担	
67		研修への経済的援助	
68	エ各國の介護労働市場の概要	労働組合	有無
69		中間団体の果たす役割	参加人数
70		組合以外の介護者団体	主な活動
71			有無
72			参加人数
73			主な活動
74		介護者	フォーマル
75		介護者数	施設介護者
76			在宅介護者
77			ボランタリー
78		基本属性	家族介護者(可能であれば家族関係別)

79	年齢	
80	階層	
81	エスニシティ	
82	学歴	
83	資格	
84	雇用形態	常勤/非常勤
85	賃金	サービスごとの平均賃金、時給/月収、 スキルによる昇給・昇格
86		社会保険の適用・福利厚生
87		担当人数
88	労働状況	平均労働時間
89		定着率・離職率
90		勤続年数
91	介護者の健康状態	
92		介護者の負担感
93		介護者の満足度
94		介護者の家族関係
95		介護者の日常生活時間
96	生活状況	介護者の社会的ネットワーク 社会活動、友人との交流
97		介護者の生活満足度
98		介護以外の仕事
99		雇用労働および、他のケア（育児・介護）の状況

参考資料

各国の項目についての調査結果

介護者の確保・育成に関する調査項目(ドイツ)

松本勝明

ア介護供給バランスの現状と政策的立場区分 類型	各国情況	人口 (2005年末)	総人口 高齢人口 (65歳以上) 高齢化率 平均寿命 (2002/2004) 合計特殊出生率(2005年) 要介護者数	82,438千人 15,870千人 19.3% (2030年) 28.7%、(2050年) 33.2% 男 76.89歳、女 81.55歳 1.36 別紙 1
	GDP等	GDP (2005年)	2兆2,410億ユーロ	
		租税・社会保謹負担のN/I比 (2003年)	53.30%	
		社会保謹経付費のGDP比 (2003年)	26.70%	
	資金	労働者の平均賃金 (2005年 月額ユーロ) 業種別 (2005年 月額ユーロ)	全体 3,024 男 3,182 女 2,539 (製造業、商業及び金融・保険業) 製造業3,029 鉱業2,896 加工業3,061 エネルギー・水道3,442 通信業2,566	
		雇用形態別 (2001年 月額ユーロ)	全體 2,540、 フルタイム 2,829、パート (社会保謹適用) 1,429、パート (社会保謹非適用) 240	
	介護システム	公私のバランスへの政策理念	介護保謹は、在宅介護の場合には家族等による介護の補完、入所介護の場合には費用負担の軽減を行う。(SGBN § 4 Abs. 2) ⇒基礎的保謹	
		公私のバランスの実態	介護保謹実施後も家族等による介護、介護費用に関する相当の自己負担が存在 (別紙 2-1, 2-2)	
	国の政策	公的介護システムの理念	多様な主体による施設及びサービスの要介護者の多様性による選択を保護 (SGBN § 2 Abs. 2)、介護保謹の実施に当たっては、サービス供給主体の多様性、自己責任、リハビリ優先、自己決定の尊重、以防・リハビリ優先、自己決定の尊重、自己責任。	
		行政部門の役割・機能	【介護保謹】①財源 - 保険料、②主体 - 介護金額 (学年により運営される公法人)、③対象 - 一般的な要介護のリスク (対象者の年齢を問わず)、④医療・福祉の関係性 - リハビリ、訪問看護、長期療養病床、医療保謹の対象	
		サービス供給主体の義務	運営の役割は枠組みの整備、外には供給体制の整備の責務。⇒ サービス供給主体との間で取決め。	
		インフォーマルケアの位置づけ	認可の前提条件に沿ったサービス供給の実施 家族介護支援のため、介護手当の支給、家族等の年金保険料の負担、介護講習、休暇等の場合は介護などの支援策を実施。	

ア介護供給バランスの現状と政策的立場供給 類型(つき)	利用者(介護 保険給付受給 者)	基本属性 利用者(介護 保険給付受給 者)	ジエンダー 年齢 階層 エヌシティ	別紙 3-1 同上 別紙 3-2
	ニーズ	世帯状況 ニーズ	(住宅要介護者の世帯状況) 一人世帯40%、二人世帯36%、三人以上世帯23%	
	サービスの利用	身体的ニーズ 社会的ニーズ 利用率 費用(自己負担)	別紙 4 別紙 4 別紙 2-1 別紙 2-2 「要介護者」(要介護者と認められるのは、疾病又は障害のために、日常生活において日常生活かつ規則的に繰り返される活動を行うのに、能認的(最低6か月)に相当程度以上の援助を必要とする。) 別紙 5	
	介護サービス	概要 サービスの定義 サービスの内容 事業数 所属介護者数	利用者の範囲 身体介護及び家事援助が中心。リハビリ、訪問看護、入院、社会参加の支援は含まず。家族等の支 援のための給付あり。別紙 6 別紙 7	
			①給付 「住宅」介護給付は介護保険、医療給付は医療保険、社会参加給付は総合扶助等 〔入所〕介護ホーム(介護者を含む。)は介護保険、病院(長期療養床を含む。)は医療保険、隣 接サービス間の関係性 施設サービスの認定 【入所】介護ホームでは介護のほか治療看護、社会的な世話を実施。 自立的に経営され、介護専門職の専門的な責任の下で介護を実施。 調査のための特別の組織みは存在せず、事業者が必要に応じ主治医や他の事業者と調整。	
		サービスの経営管理 サービスの運営・管理体制 サービス提供機関での連携・調整のしくみ サービスへのアクセス サービスの認定 認定の主体 サービスのアセスメント アセスメントの主体 サービスのプランニング サービスのプランニング 要介護者のニーズ決定方法?	イ各国の公的制度によ る介護サービスの種 類・内容・実施規定・ 規則 利用対象者の認込み サービスの認定 認定の主体 サービスのアセスメント アセスメントの主体 アセスメントの結果を基に事業者が作成。 アセスメントを通じて明らかとなつた援助の必要性に対応するため、家族等と協議の上で、家族等 による介護と事業者による介護との役割分担が定められる。	

介護サービス (つづき)	介護サービスの評価	サービスの評価の方法	予め定められた介護の目的に照らして評価される。特に、要介護者を能動的にすることや関係者の要望が介護プロセスにおいてどこまで反映されたかが注目される。
	評価の主体	サービスの質の監視主体	介護に参加する関係者及び要介護者の間で議論される。
ケアの質	サービスの質に対する権利の確保	介護金庫の要請に基づきMDK等が審査。	
	ケアの質に関する基準の有無	要介護者に対する権利の確保	要給内容の明確化、事業間比較の交付、ホーム委員会
	ケアの質に関する手続き	介護金庫の要請に基づきMDK等が審査。	契約書は全国レベルの介護金庫と介護専業者の団体間での取決めが基本。
	サービス利用の満足度	介護実施記録の掲載的な実施及び要介護者のもとの保管を義務づけ。	
	介護者へのケア	評価に当たっては、要介護者の希望に対する配慮も対象となる。	
確保	介護者の確保に向けた取り組み	事業者には、介護の在り方の見直し	
	介護者の確保と供給の過不足	労働条件の改善、職場としての魅力の向上、養成の在り方の見直し	現状では介護専門職の一般的な不足は見られない、ただし、将来的には要介護者数の増加に伴う需要と勤労世代の減少が予想される。→介護専業者不足を回避するための対策が必要。
	介護者の定着率	1年間で介護ホームの老人介護士の17%が入居率。(NRLWでの調査結果)	
資格	介護者の資格の認定の主体	連邦法に基づく資格	
	介護者の資格制度	老人介護士	
	資格取得・教育制度の費用負担	州の認可を得た養成校	
	資格取得・教育への経済的援助	本人負担	
	資格取得・教育への経済的援助	実習施設が実習生に対して養成教育報酬を支給。	
	資格・職業と提供サービスとの関連	介護部門の責任者は介護専門職でなければならない。介護ホームで世話をを行う職員の半数は専門職でなければならない。	
	資格・職業ごとの課題	治療看護や老人精神医学に関する専門知識の必要性。	
研修	他の職域の資格取得・教育制度との関連	看護師との共通基礎教育を試行。	
	研修制度	「質の基準」により、事業者は研修を通じて職員の資質の向上に努められている。 事業者側が、職場における研修を実施することなどが行われている。能動教育の内容には、介護金庫との合意により定められたいる介護の質に関する基準等に沿ったサービス実施、治療看護、基礎介護及び社会心理学的な世話をに関する最新の知見、従事者の労働災害防止および健康維持のための措置などが含まれる。	
	研修への経済的援助		

エ各種の介護労働市場 の概要	中間団体の果 たす役割	労働組合	有無	有り。代表的なものとしては「統一サービス労働組合」がある。
		参加人数		組織率は低い水準にとどまっている。
		主な活動		使用者側との賃金協約の締結。
		組合以外の介護者団体	有無	
	介護者	参加人数		
		主な活動		
		訪問・入所(2005年末)	従事者総数	546,397人 (介護世話374,116人、社会的な世話 20,253人)
		在宅(2005年末)	従事者総数	214,307人 (身体介護 147,972人、家事援助 29,653人)
		インフォーマル(ボランティア)	(家族)	介護保険が年金保険料を負担している家族介護者数 約47万人 (2004年) 別紙 8
		基本属性	ジェンダー	別紙 9
			年齢	別紙 10
			性別	
			エスニシティ	別紙 10
			学歴	別紙 10
			資格	別紙 9